

令和5年12月

# 伊那市議会定例会議案書

令和5年11月24日

## 令和5年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の認定について……………	3
議案第2号	市道路線の廃止について……………	4
議案第3号	伊那市税条例等の一部を改正する条例……………	5
議案第4号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第5号	伊那市保養センター条例の一部を改正する条例……………	9
議案第6号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……………	10
議案第7号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	12
議案第8号	高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	14
議案第9号	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例……………	16
議案第10号	伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	17
議案第11号	公の施設の指定管理者の指定について……………	18
議案第12号	令和5年度伊那市一般会計第7回補正予算について……………	20
議案第13号	令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算 について……………	21
議案第14号	令和5年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について……………	22
議案第15号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第5回補正予算に ついて……………	23
議案第16号	令和5年度伊那市長藤財産区特別会計第1回補正予算について……………	24
議案第17号	令和5年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について……………	25
議案第18号	令和5年度伊那市自動車運送事業会計第2回補正予算について……………	26

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 7 4 2 5	大芝 1 8 号線	西箕輪 2148番876先	西箕輪 2148番164先		メートル 301.0	メートル 10.0

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、伊那インター工業団地整備に伴い、路線を整備するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1172	丸山3号線	高遠町上山田 327番1先	高遠町上山田 321番先		メートル 71.7	メートル 2.2~3.0

令和5年11月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、市道としての機能を喪失している路線を廃止するため、提案するものであります。

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を次のように改める。

(督促手数料)

第 2 1 条 督促手数料は、これを徴収しない。

(伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 2 条 伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(督促手数料)

第 4 条 督促手数料は、これを徴収しない。

(伊那市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 伊那市介護保険条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「督促するとともに督促手数料及び」を「督促するとともに」に改め、「並びに督促手数料」を削る。

(伊那市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 4 条 伊那市道路占用料徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「督促状 1 通につき 1 0 0 円の督促手数料及び」を削る。

(伊那市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第 5 条 伊那市準用河川占用料徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「督促状 1 通につき 1 0 0 円の督促手数料及び」を削る。

(伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年伊那市条例第157号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(督促手数料)

第13条 督促手数料は、これを徴収しない。

(伊那市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 伊那市後期高齢者医療に関する条例(平成20年伊那市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 保険料の督促手数料は、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の督促手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後の督促手数料について適用し、同日以前の納期限に係る督促手数料は、なお従前の例による。

令和5年11月24日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

督促手数料を徴収しないよう改正するため、提案するものであります。

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市保養センター条例の一部を改正する条例

伊那市保養センター条例（平成 18 年伊那市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 中「高遠さくらホテル、仙流荘及び入野谷」を「保養センター」に改める。

別表の 2 中「高遠さくらホテル」を「保養センター」に改め、同表の 3 を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

仙流荘等の保養センター入浴料を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成18年伊那市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表(1)を次のように改める。

## (1) 小黒川溪谷キャンプ場利用料金

区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	20,000円
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	2,000円
	環境保全費	1人1回	300円
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	10,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	1,000円
	環境保全費	1人1回	300円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	10,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	1,000円
	環境保全費	1人1回	300円
ペットサイト	宿泊使用	1サイト	10,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	1,000円
	環境保全費	1人1回	300円
コイン式洗濯機		1回	300円
コイン式乾燥機		1回	300円
コイン式シャワー		1回（5分間）	300円
マレットゴルフ用具		1組	300円

別表備考1に次のただし書を加える。

ただし、他の使用者に支障を及ぼさない範囲内において、宿泊使用の開始の時刻を繰り上げ、又は宿泊使用の終了の時刻を繰り下げることができる。

別表備考5中「20パーセント以内」を「30パーセント以内」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和5年11月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

小黑川溪谷キャンプ場の利用料金を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「前項第3号に定める額を超えること」を「ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額であること」に改め、同号に次のように加える。

- ア 若宮団地若者・子育て向け住宅（以下「若宮地優賃住宅」という。） 前項第3号ウに定める額を超え387,000円以下  
 イ 若宮地優賃住宅以外のその他の住宅 前項第3号に定める額を超える額

第6条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市区町村税を滞納していない者であること。

附則第5項中「令和6年3月」を「令和9年3月」に改める。

別表第2中

「

二番郭内 住宅	伊那市高遠町 東高遠2173番 地6	簡平	m <sup>2</sup> 37.26	昭和39年度 2戸	円 13,500
------------	--------------------------	----	-------------------------	-----------	-------------

」を

「

若宮地優 賃住宅	伊那市若宮 7317番地1	中耐	m <sup>2</sup> 60.80	令和5年度 20戸 (若者・子育て向 け住宅)	円 50,000
二番郭内 住宅	伊那市高遠町 東高遠2173番 地6	簡平	37.26	昭和39年度 2戸	13,500

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公営住宅以外のその他の住宅に若宮団地若者・子育て向け住宅を設置するとともに、その他の住宅の家賃の特例期間を延長するため、提案するものであります。

## 高遠城址公園使用料徴収条例の一部を改正する条例

高遠城址公園使用料徴収条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「

有料公園（三ノ丸及び西駐車場を除く。）及び進徳館	個人	一般	1 人 1 日 につき	5 0 0 円
		小・中学生		2 5 0 円
	団体（2 0 人以上）	一般		4 0 0 円
		小・中学生		2 0 0 円

」を

「

有料公園（三ノ丸及び西駐車場を除く。）及び進徳館	個人	一般	1 人 1 日 につき	6 0 0 円
		小・中学生		3 0 0 円
	団体（2 0 人以上）	一般		5 0 0 円
		小・中学生		2 5 0 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

高遠城址公園の入園料を改定するため、提案するものであります。

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第  
203号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、所要の  
改正を行うため、提案するものであります。

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業給水条例（平成 18 年伊那市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 37 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 1 みはらしファーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
水車小屋	はびろ農業公園管理組合	令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで
ドッグラン	はびろ農業公園管理組合	令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで
交流促進施設やってみらっし	はびろ農業公園管理組合	令和 6年 4月 1日から 令和11年 3月31日まで

## 2 その他の住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
若宮団地若者・子育て向け住宅	長野県住宅供給公社	令和 5年12月18日から 令和 9年 3月31日まで

## 3 運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
富県新山総合グラウンド	新山総合グラウンド管理 委員会	令和 6年 4月 1日から 令和16年 3月31日まで
美篤六道原運動場	六道原運動場管理委員会	令和 6年 4月 1日から 令和16年 3月31日まで
手良総合グラウンド	手良総合グラウンド管理 委員会	令和 6年 4月 1日から 令和16年 3月31日まで
東春近総合グラウンド	東春近総合グラウンド管 理委員会	令和 6年 4月 1日から 令和16年 3月31日まで
西春近細ヶ谷総合グラウンド	細ヶ谷総合グラウンド管 理委員会	令和 6年 4月 1日から 令和16年 3月31日まで
たかずや運動公園	たかずや運動公園管理委 員会	令和 6年 4月 1日から 令和16年 3月31日まで

#### 4 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
北新いきいき交流施設	北新区	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
西之平いきいき交流施設	西之平常会	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
根木谷いきいき交流施設	根木谷常会	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
下殿島いきいき交流施設	下殿島区	令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提 出

伊 那 市 長      白   鳥      孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

令和 5 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 5 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 5 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市長藤財産区特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市長藤財産区特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝